千葉県優良県産品推奨協議会会則

昭和５８年５月３０日一部改正
昭和６１年５月２８日一部改正
平成　７年５月１９日一部改正
平成１２年４月　１日一部改正
平成２３年５月２０日一部改正
平成２５年５月２７日一部改正
平成３１年４月　１日一部改正
令和　３年８月２０日一部改正
令和　４年５月２５日一部改正

第１章　総則

（名称）
第 １条　本会は、千葉県優良県産品推奨協議会と称する。

（事務所）
第 ２条　本会は、事務所を千葉市におく。

（目的）
第 ３ 条　本会は、千葉県内における産業振興と県民生活の向上を図るため、優良県産品の推奨及び普及宣伝を図ることを目的とする。

（事業）
第 ４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）優良県産品の審査及び推奨認定。
（2）優良県産品の普及宣伝。
（3）その他本会の目的達成に必要な事業。

（組織）
第 ５条　本会は、別表に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

第２章　役員等

（役員）
第 ６条　本会は、次の役員をおく。

会長　１名
副会長　２名
監事　２名

2．役員は、本会の会議において選任する。

（任期）
第 7 条　役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
2．補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3．役員の任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（職務）
第 8 条　会長は本会を代表し、会務を総理する。
2．副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ会長の定めた順位によってその職務を行う。
3．監事は、会務の執行状況を監査する。

（報酬）
第 9 条　役員は無報酬とする。

（顧問・参与）
第 10 条　本会に顧問及び参与を置くことができる。

（事務局）
第 11 条　本会に事務局を設け、次の職員を置く。
（1）事務局長
（2）局員　若干名

2．事務局長及び局員は、公益社団法人千葉県観光物産協会職員を充てる。

第 3 章　会議

（種類）
第 12 条　本会の会議は、会長が招集しその議長となる。

（会議）
第 13 条　本会の会議は、会計年度終了後 3 ヵ月以内に招集する。
2．本会の会議は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったときに招集する。

（議決事項）
第 14 条　本会の会議は、次の事項を審議決定する。
（1）事業計画及び収支予算。
（2）事業報告及び収支決算。
（3）会則の変更。
（4）その他本会運営上重要な事項。

（議決）
第 15 条　本会の会議は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
2．本会の会議は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第 4 章　審査会

（審査会）
第 16 条　本会に優良県産品推奨審査会（以下「審査会」という。）をおく。
2．審査会は、優良県産品推奨の可否を審査する。
3．審査会に関する規程は、会長が別に定める。

第 5 章　会計

（経費）
第 17 条　本会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第 18 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章　雑則

（委任）
第 19 条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 3 年 8 月 20 日から施行する。
この会則は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表

・千葉県商工労働部
・千葉県市長会
・千葉県町村会
・一般社団法人千葉県商工会議所連合会
・千葉県商工会連合会
・千葉県中小企業団体中央会
・県内物産関係団体等
・千葉県消費者団体連絡協議会